

道路貨物運送業、タクシー業、自動車運転代行業の皆さまへ

# 燃料費高騰の影響を受けている 運送事業者等に対し支援金を交付します

## 交付対象事業及び支援金額

| 交付対象事業   | 支援金額  |                                |
|----------|-------|--------------------------------|
|          | 基本支援金 | 追加支援金                          |
| 道路貨物運送業  | 10万円  | 自己所有の緑・黒ナンバー車両1台あたり2万円(上限40万円) |
| タクシー業    | 8万円   | 自己所有の緑・黒ナンバー車両1台あたり2万円(上限40万円) |
| 自動車運転代行業 | 8万円   | 自己所有の随伴用自動車1台あたり2万円(上限40万円)    |

※複数の交付対象事業を営んでいても基本支援金は1事業分しか交付しません。

※申請時点で休車している車両は、追加支援金の対象外です。

※「五戸町建設事業者等燃料等価格高騰対策支援金」との重複申請はできません。  
どちらか一方のみ申請が可能です。

## 交付要件

①～④を全て満たすこと

- ①資本金額が3億円以下または常時雇用従業員が300人以下である
- ②町内事業所にて交付対象事業の営業実態がある
- ③町税に滞納がない
- ④支援金受給後も事業を継続する意思がある

## 支援金の申請方法

以下の申請書類一式を、令和5年2月28日(火)までに役場に郵送または持参

- ①交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)
- ②交付対象事業を営んでいることが分かる許可証や届出書等のコピー
- ③交付対象車両一覧(様式第2号)
- ④追加支援金の交付を希望する車両全ての自動車検査証(車検証)のコピー
- ⑤追加支援金の交付を希望する車両全ての写真  
(町内事業所にあること及びナンバープレートの内容が確認できる写真)

※その他、交付要件を確認するために追加書類を求める場合があります

支援金申請の詳細は、町ホームページをご覧ください。  
また、町ホームページからは申請書様式のダウンロードも可能です。

【五戸町HP】 <https://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/unsougyou.html>



## 問合せ・申請書類提出先

平日9時～17時(12/29～1/3は閉庁)

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21-1 五戸町 総合政策課 政策調整室

TEL: 0178-62-7974(直通) メール: [seisaku@town.gonohe.aomori.jp](mailto:seisaku@town.gonohe.aomori.jp)

## よくある質問 (Q&A)

**Q1 申請書類「②交付対象事業を営んでいることが分かる許可証や届出書等」は何を提出すればよいのか。**

**A1 交付対象事業ごとに以下書類のコピーを提出してください。**  
なお、許可に期限のある業種は、有効期間内の許可証を提出してください。

|          |  |
|----------|--|
| 道路貨物運送業  | 普通貨物：貨物自動車運送事業に係る <b>許可書</b>                     |
|          | 軽貨物： <b>軽貨物自動車運送事業経営届出書</b> の控え                  |
| タクシー業    | 一般乗用旅客自動車運送事業に係る <b>許可書</b> や <b>期限の変更通知書</b> など |
| 自動車運転代行業 | 自動車運転代行業に係る <b>認定証</b>                           |

**Q2 自己所有の白・黄色ナンバー車両は追加支援金の対象になるか。**

**A2 運転代行業を除き、白・黄色ナンバー車両は追加支援金の対象になりません。**  
なお、運転代行業については、青森県公安委員会に随伴用自動車として届出をしている車両のみが追加支援金の対象になります。

**Q3 追加支援金の対象になる車両を20台以上有しているがどうすればよいか。**

**A3 追加支援金の上限額が40万円（車両20台分）のため、21台目以降の書類提出は不要です。**

申請書類「③交付対象車両一覧」には対象車両いずれか20台分を記入の上、「④車検証コピー」「⑤写真」はその20台分を用意して提出してください。

**Q4 申請書類「⑤写真」はどのような写真が必要か。**

**A4 管理場所が町内事業所であることやナンバープレートの内容が確認できる写真が必要です。**それらが分かるようであれば、1枚の写真で複数台を写しても、1台を複数枚の写真で写しても構いません。

また、運転代行業の随伴用車両については、車両側面にある随伴用車両である旨の表示の写真も必要です。

なお、写真はスマートフォン等で撮影し、メール等でのデータ提出も可能です。写真が不鮮明な場合は、五戸町担当者が現地確認に伺う場合がありますので、その際は撮影の協力をお願いします。